

只木ゼミ後期第2問検察反対尋問レジュメ

文責:4班

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護レジュメ 2 頁 2 行目 A-18 説を採用する理由について、不法領得の意思がない行為は処罰根拠を欠くとしているが、窃盗罪の処罰根拠をどのように考えているか。
2. 弁護レジュメ 1 頁 26 行目「既遂後の利用妨害の程度を窃盗罪の成否において考慮することは不可能である」としているが、不法領得の意思を判別・考慮することの方が困難で不可能ではないか。
- 10 3. イ説(暴行・脅迫後に再度暴行・脅迫を必要としない説)不採用の論拠において、弁護側は準強制わいせつ罪を挙げている。しかし、強盗から暴行を除いた窃盗のような犯罪が強制わいせつ罪にはないため、強制わいせつ罪の条文構造を単純に強盗に適用させることは出来ないのではないか。

以上